

福祉つるがめくもりプラン【概要】

【第4期敦賀市地域福祉計画】

1 計画策定の趣旨と背景

平成28年度に、厚生労働省に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

本市では、平成27年3月策定の「福祉つるが めくもりプラン（第3期敦賀市地域福祉計画）」の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「第4期敦賀市地域福祉計画」を策定することとしました。

2 計画の期間

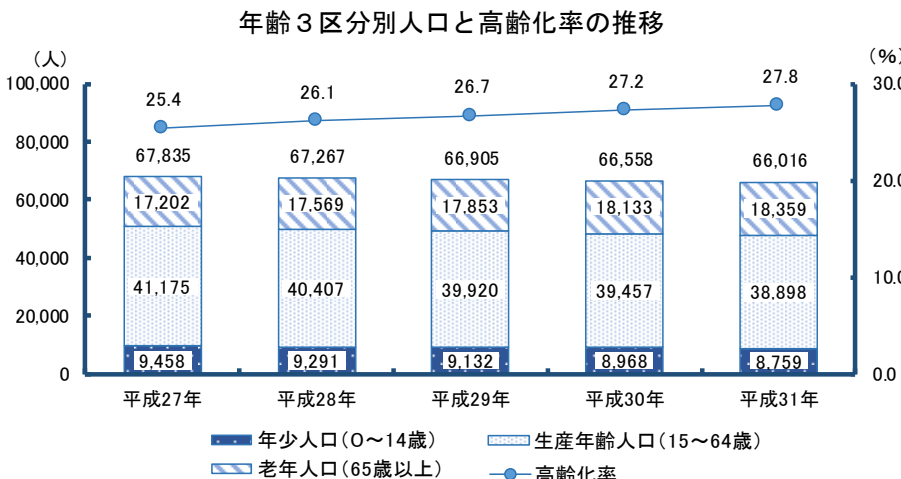
計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 敦賀市の地域福祉を取り巻く現状

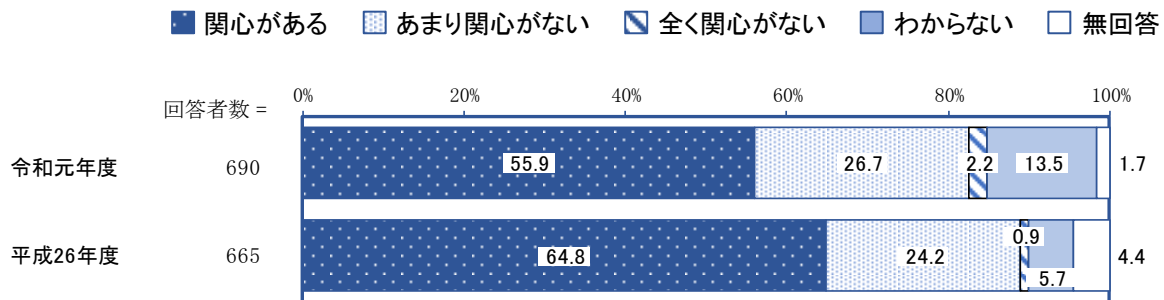
○ 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で66,016人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加し、平成31年の高齢化率は27.8%となっています。



○ 福祉への関心度について

「関心がある」の割合が55.9%と最も高く、次いで「あまり関心がない」の割合が26.7%、「わからない」の割合が13.5%となっています。



4 アンケート結果等からみえる課題

ふれ合いでつくる めくもりのまち

福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。

また、複雑化・多様化する福祉課題に対応するため施策分野ごとの相談支援機関等と行政機関、雇用、住まい等、保健福祉部局以外の行政機関内の関係課、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し連携して支援を行うことが重要です。

支え合いでつくる めくもりのまち

多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、支援が必要な人への情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要です。

多様なボランティア活動についての情報提供と参加支援、また、すでに活動している仲間からの勧誘が必要です。

共にいきる めくもりのまち

高齢者や障がい者、乳幼児、新しい住民なども「丸ごと」含めて、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、災害発生時の避難の助け合いの体制の確認や、日中在宅している人の把握、避難所での協力体制の確認など、誰もが安全に安心して生活のできる地域づくりが必要です。

地域共生社会を実現するために、性別や出身、世代間格差、職業の格差、障がいの有無、貧富の差、居住歴の長短など様々な関係、区別、格差、垣根を越えて、「他人の事」も「自分の事」と考えられる地域づくりが必要です。

5 計画の基本的な方向性と基本理念

[基本的な方向性]

- 地域性を反映した福祉施策（公助）の推進
- 地域における制度化された支え合い（共助）の推進
- 地域における自発的な支え合い（互助）の推進
- 地域における自立した生活（自助）の推進

[基本理念]

ふれあい、支え合い、共にいきる
ぬくもりのあるまち つるが

6 計画の基本目標

基本目標1 地域福祉の土台づくり

身近な地域で人と人とのつながりを深めることは大変重要です。何らかの形で地域や近くの人とのかかわりを持つことで、ふれあいが生まれ、地域における支え合いの土壌が培われていきます。

近所づきあいや地域活動の参加には、福祉への関心や地域への愛着との相関関係がみられることから、住民同士や地域の団体との交流を支援し、助け合い、支え合う福祉意識の醸成を促進します。

基本目標2 地域全体で支え合う仕組みづくり

公的な福祉サービスにつながりにくい「制度の狭間」にある問題や複合的な課題などを解決するため、関係機関と連携し、身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域のことは地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日ごろからの見守り体制の充実や、災害時に備えた安全・安心な地域づくりのための支援体制づくりを進めます。

また、誰にとっても暮らしやすいまちとなるよう、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、地域での安全確保に関わる活動を推進します。

7 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

ふれあい、
支え合い、
共にいきる
ぬくもりのあるまち
つるが

1 地域福祉の土台づくり

- (1) 地域力の向上
 - ①地域福祉計画の推進
 - ②居場所や集いの場の創出と支え合いの仕組みづくりの推進
 - ③民生委員児童委員、福祉委員の活動支援
 - ④市と市社会福祉協議会の連携強化
 - ⑤身近な地区での地域課題への取組
- (2) 情報の共有
 - ①市からの情報提供の拡充
 - ②福祉関係者間の情報の共有の拡大
 - ③若年世代への福祉関係情報の拡散
- (3) 福祉のこころを育む
 - ①福祉教育の推進
 - ②普段の暮らしの中での地域の人たちとの関係性づくり
 - ③支え合い意識の啓発と活動の促進

2 地域全体で支え合う仕組みづくり

- (1) 支援体制の充実
 - ①生活困窮者への支援
 - ②子育て世帯への支援
 - ③高齢者への支援
 - ④障がい者への支援
 - ⑤権利擁護の推進
- (2) 総合的な相談支援体制づくりの推進
 - ①分野を超えた包括的な支援体制の整備
 - ②各支援機関と中核機関との機能的連携
- (3) 人と人が支え合う
 - ①地域をつなぐ活動への支援
 - ②市民協働の促進
 - ③多分野の活動団体相互の交流促進
- (4) 参加の促進
 - ①就労支援と社会参加の促進
 - ②仲間づくり・交流活動の推進
 - ③福祉人材の確保・育成
 - ④ボランティア活動の推進

3 安全・安心に暮らせるまちづくり

- (1) 暮らしの安全と安心
 - ①地域安全活動の推進
 - ②移動手段(アクセシビリティ)の確保・充実
 - ③災害時の避難支援対策の推進
 - ④ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり
- (2) 健康と暮らしを支える取組の推進
 - ①健康づくりの推進
 - ②利用者の視点に立ったサービス提供の促進